

岩手県医療局管理規程第10号

医療局企業職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

岩手県医療局長 小原 勝

医療局企業職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

医療局企業職員安全衛生管理規程（昭和62年岩手県医療局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規程は、常勤の医療局企業職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項に規定する臨時的任用職員を除く。）及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」と総称する。）の安全及び健康の確保に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規程は、常勤の医療局企業職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項に規定する臨時的任用職員を除く。）及び定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員（以下「職員」と総称する。）の安全及び健康の確保に関し必要な事項を定めるものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号）第11条又は第12条の規定に基づき採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員とみなして、この規程による改正後の医療局企業職員安全衛生管理規程の規定を適用する。